

[事案 16-7] 入院・手術給付金請求

- ・平成 16 年 5 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 1 月 27 日 和解成立

< 申立人の主張 >

申込時、営業職員に対し「子宮筋腫」があることを告げ、告知書においては「最近 3 ヶ月以内に医師の診察・検査・治療・指摘を受けたか。その結果検査・治療・入院・手術をすすめられたか」の項で「はい」と告知し、「過去 2 年以内に健康診断・人間ドックをうけて左記の臓器や検査結果の異常（要再検査・要精密検査・要治療を含みます）を指摘されたことがあるか」の項では「子宮」「尿検査」に丸印で囲み「指摘あり」と告知し、「過去 5 年以内に左記の病気で入院・手術・または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたか」の項でも「子宮筋腫」に丸印を付して「はい」と告知し、詳細記入欄には『子宮筋腫の検査を受けたが現在異常なし。尿検査の再検査を受けたが異常なし』と記載した。

契約申込した結果、無条件成立したが、他社に聞いたら 5 年部位不担保になるとのことだったので相手方会社の本社にも確認したところ、営業職員を通じて支払われるとの回答だった。その後子宮全摘手術を受けることになったため給付金請求したが、契約前の発病であるとして支払われなかった。

告知したうえで本件契約は無条件成立しているのだから、契約前発病を理由に給付金を支払わないのは不当である。請求どおり入院・手術給付金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

契約申込時告知書の 3 ヶ月以内の健康状態に丸印を付し、「子宮筋腫」の告知をしているが、「検査の結果異常なし」と告知しているため契約は無条件で成立したものである。本件は告知内容を問題にして不払いとしたものではなく告知義務違反とは一切関係なく、責任開始前の発病であるため約款の規程に基づき給付金は支払えないものである。なお、責任開始の日を含めて 2 年経過後に入院した場合は給付金の支払対象になったものである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は書面ならびに申立人、保険会社双方から事情聴取を行った。申立人は加入に際して健康状態についてありのままを告知している点、営業職員の説明義務や約款解釈、消費者の期待権、具体的損害の有無等について審理を行い、和解の余地を探った。

事情聴取の中で申立人は当該契約が無条件成立したことから他社のふたつの契約を解約していることが判明し、その既契約は当該疾病に係る給付金は支払われる状態のものであった。そのため、裁定審査会は解約した契約が残っていたら支払われたであろう金額を和解金として支払うことの和解案を保険会社、申立人双方に提案したところ、当事者双方の合意を得て、平成 17 年 1 月、和解契約書の調印をもって円満に解決した。